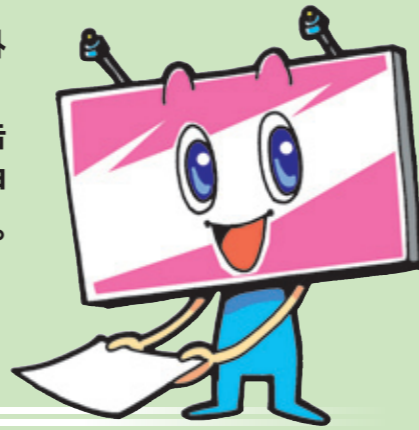


屋外広告業の登録制度とは？

屋外広告物法の改正により、「石川県屋外広告物条例」及び「金沢市屋外広告物条例」が改正されました。

これに伴い、平成18年4月1日から石川県及び金沢市の区域で屋外広告業を営もうとする方は、石川県知事及び金沢市長に屋外広告業の登録申請をし、「屋外広告業登録通知書」の交付を受けることが必要となります。

これを屋外広告業の「登録」といいます。



登録制度の概要

Q1 「登録制度」導入の目的は？

A 屋外広告物そのものに対する規制とあわせて、屋外広告物の表示の大半を担う屋外広告業者について一部の悪質な業者に営業上のペナルティを課し、良質な業者を育成することで良好な広告景観の形成を図ることを目的としています。

Q2 いつまでに「登録」が必要ですか？

A 屋外広告業を営む場合は、平成18年4月1日からこれまでの届出にかわり、登録が必要となります。

Q3 これまでの「届出済証」で営業できますか？

A 平成18年4月1日から平成18年9月30日までの6ヶ月間を経過措置期間としており、これまでの「届出済証」があれば、登録業者とみなされ営業が可能です。

Q4 「登録」は1回でいいのですか？

A 登録の有効期間は5年間です。引き続き、屋外広告業を営む場合は、5年ごとに更新の手続きが必要です。

Q5 「登録」には料金がかかりますか？

A 登録申請手数料として、1万円を納付していただきます(更新時と同じ)。石川県と金沢市の両方に登録する場合は、それぞれに登録申請手数料が必要です。

Q6 「登録」せずに営業した場合？

A 登録せずに屋外広告業を営んだ場合、又は不正な手段により登録を受けた場合など、条例等に違反した者は、「登録の取消し又は営業の停止」や「1年以下の懲役又は50万円以下の罰金」に処される場合があります。

Q7 「登録」業者がしなければいけないことは？

- A**
- ①各営業所ごとに業務主任者を置かなければなりません。都道府県や中核市が開催する屋外広告物講習会を修了した方や、屋外広告士など一定の資格要件があります。
 - ②標識の掲示や帳簿の備え付けが義務付けられます。営業を行う営業所ごとに、標識(縦35cm以上×横40cm以上)の掲示が必要です。また、営業に関する事項を記載した帳簿の備え付け、保存が必要です。

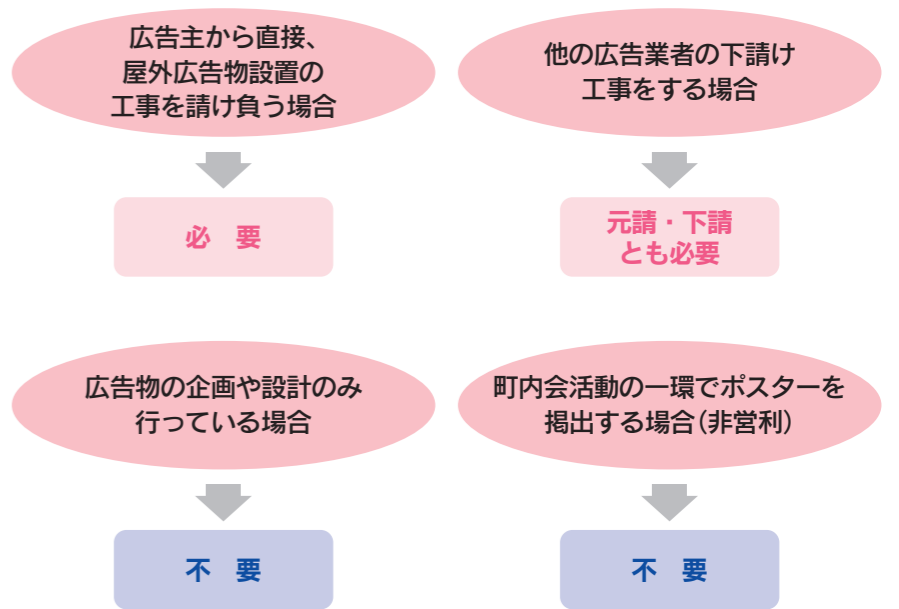


「登録」が必要な場合とは？

屋外広告業の定義

屋外広告物の広告主から屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを業として行う営業をいいます。

(この場合、元請け又は下請けといった立場の形態の如何は問いませんが、屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事を業として請け負わないような広告代理業等は屋外広告業に該当しません。また、単に屋外広告物の印刷、製作等を行うだけで、現実に屋外広告物を表示したり、掲出物件の設置を行わないものも屋外広告業には該当しません)



※様々な営業形態がありますので、不明な場合は、お問い合わせください。

石川県と金沢市の両方へ申請が必要？

「金沢市域」及び「金沢市域以外」の県域での営業

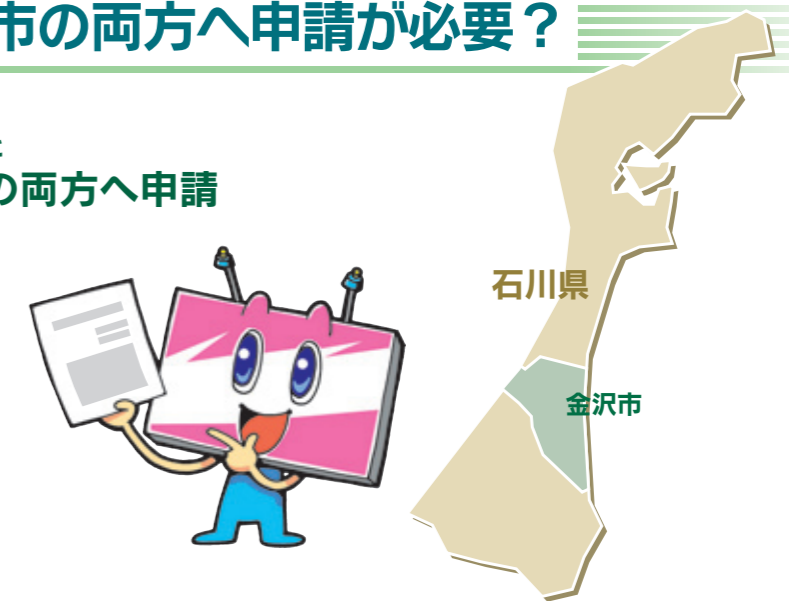
石川県と金沢市の両方へ申請

「金沢市域のみ」での営業

金沢市へ申請

「金沢市域以外」の県域での営業

石川県へ申請



いつから申請が必要ですか？

